

仕様書

1 件名

令和8年度衛生設備等維持管理業務の請負

2 業務概要

四国総合通信局庁舎に設置する衛生設備等の稼働を管理するとともに、日常の使用に支障がないよう総合的な保守点検業務を行うことを目的とする。

3 設備の所在地、対象設備

所 在 地：愛媛県松山市味酒町2丁目14-4 四国総合通信局

対象設備：受水槽等の衛生設備

4 請負期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 担当部署

四国総合通信局総務部総務課財務室（以下「主管室」という。）

電話番号：089-936-5026

メールアドレス：shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp

6 業務内容

(1) 点検及び保守業務

本業務は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書令和5年版」（令和5年3月30日）（以下「共通仕様書」という。）に記載する該当項目及び本仕様書に基づき業務を行う。また、「共通仕様書」とは別に本仕様書に記載する設備は、本仕様書を優先するものとする。本業務において、共通仕様書及び本仕様書に記載のないものであっても、維持管理の遂行上支障をきたすおそれがあると判断される事項については実施するものとする。点検等により発見した要修理箇所等は、直ちに主管室に報告するとともに、適切な意見具申を行うこととする。

(2) 衛生設備保守点検整備

ア 一般管理業務

(ア) 「共通仕様書」第2編第4章に従い、受水槽等の清掃及び点検を行う。

(イ) 定められた記録用紙に保守点検等の運転状況等を記録し、主管室に提出する。

(ウ) 請負者は、主管室から設備の運転状況・運転方法・構造等に関する質問があった場合は、適切な助言・報告等を迅速に行うものとする。

(エ) 設備の軽微な修繕は、衛生管理に影響を与える作業であることから、請負者が行うものとする。修繕にかかる人件費等の費用は、交換部品を除き、契約代金に含まれるものとする。作業実施は、主管室と調整し実施すること。

(オ) 請負者は、管理に必要な書類等の整理・保管を行うものとする。

イ 受水槽等清掃

清掃する水槽は以下を対象とする。

No.	水槽名称	容積等	槽内の点検保守回数
1	上水受水槽	3 t	年1回
2	雨水槽	60m ³	年1回
3	沈殿槽	14m ³	年1回
4	沈砂槽	0.4m ³	年1回
5	雑用水槽	6.5m ³	年1回
6	排水貯留槽	5m ³	年1回
7	消火水槽	2.9m ²	年1回
8	消火ポンプ呼水槽	50ℓ	年1回
9	消火用充水槽	200ℓ	年1回

ウ 水質検査

(ア) 飲料水（上水系統）にかかる水質検査の実施回数等は以下のとおり。

対象：上水受水槽

	検査回数・時期	検査項目等
1	6月～8月の間、 12月～2月の間に 各1回の合計2回	検査項目（省略不可）16項目：一般細菌、大腸菌、鉛、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜鉛、鉄、銅、塩化物イオン、蒸発残留物、全有機炭素、PH値、味、臭気、色度、濁度
2	6月～9月 (当該期間に1回)	消毒副生成物 12項目：シアン、塩素酸、クロロ酢酸、クロロホルム、ジクロロ酢酸、ジブロモクロロメタン、臭素酸、総トリハロメタン、トリクロロ酢酸、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、ホルムアルデヒド
3	30日以内毎に1回 (月1回)	残留塩素測定

(イ) 雜用水（便所洗浄・屋外散水栓系統）にかかる水質検査の実施回数等は以下のとおり。

対象：雑用水槽

	検査回数・時期	検査項目等
1	30日以内毎に1回 (月1回)	PH、臭気、外観、残留塩素
2	2カ月以内毎に1回	濁度、大腸菌

エ 簡易専用水道法に基づく検査

対象：上水受水槽

検査回数・時期		検査項目等
1	月1回	<ul style="list-style-type: none">・水槽の本体・周囲は衛生的か・水槽に亀裂・穴等はないか・マンホールは防水密閉されているか・水槽内に異物の混入はないか・オーバーフロー管は正常か (防虫網等による発生状況)・通気管は正常か (防虫網等)・水抜管は正常か (水漏れ等)・給水栓での残留塩素濃度
2	年1回	愛媛県総合保健協会による検査

オ 薬注装置（1台）

月1回、作動状態等の目視点検を行う。

カ オイル阻集器

年1回、清掃・点検を行う。

キ 空気環境測定

検査回数・検査箇所		検査項目等
1	2ヶ月以内毎に1回 事務室4室及び外気	温度、相対湿度、気流、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粉塵量

ク ポンプの点検整備

「共通仕様書」第2編第4章に従い、以下のポンプの点検を年1回行う。

- (ア) 小形給水ポンプ（一般給水系統） 2台
- (イ) 小形給水ポンプ（便所洗浄・屋外散水栓系統） 2台
- (ウ) 消火ポンプ 1台

ケ 害虫等の発生防止及び駆除

月1回、害虫生息調査を指定する15箇所で行う。調査結果に基づき防除措置を講ずる。

コ 照度測定

事務室4室において、照度測定を年2回実施すること。

7 納入成果物

点検結果等の報告は、点検又は作業後1か月以内に共通仕様及び本仕様に基づく、要件を満足する様式にて主管室に電子メールで報告すること。

8 監督及び検査

- (1) 作業の適正な履行を確保するための立会い、指示その他監督及び作業完了の検査は主管室の職員が行う。
- (2) 施工検査の合格後、全ての提出物等の受領を確認したときをもって作業完了とする。

9 業務の引継ぎ

請負業者（新）は、本契約に際して担当者の監督下において、責任を持って各業務の引継ぎを受けること。引継ぎにあたっては前任請負業者と調整し、出席者・日程の承認を得ること。請負業者（旧）は、担当者の監督下において、次年度の業務に支障の出ることがないよう責任をもって後任の請負業者へ業務を引継ぐこと。引継ぎに係る費用は、請負業者（新）の負担とする。

10 その他

- (1) 作業の適正な履行を確保するための立会い、指示その他監督及び作業完了の検査は主管室の職員が行う。作業員の役割、各作業における責任体制について明記した作業体制・責任体制図を契約締結後、速やかに主管室あて提出すること。
- (2) 作業過程において、設備等に亡失、損傷等の事故が発生した場合は、速やかに主管室に連絡すること。
- (3) 本件請負作業の実施の際、建築設備等に影響やトラブルを与えないこと。また、請負者の責任に起因して、正常な業務の提供がなされなかつた場合、又は既存システムに影響やトラブルを与えた場合については、契約条項上の「瑕疵等による債務不履行」に該当するものとする。
- (4) 作業内容等の詳細については、主管室の指示によること。
- (5) 本仕様書に記載の無い詳細仕様については、契約後別途提示することとする。
- (6) 契約に関する疑義については、主管室まで照会すること。